

# 千葉市介護認定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定審査会への通知の方法)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第4項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）又は第32条第3項（法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる文書等の送付により行うものとする。

(1) 認定審査会対象者一覧（様式第1号）

(2) 申請に係る被保険者（以下「申請者」という。）に係る認定調査結果（基本調査の部分に限る。）を厚生労働省から配付されたコンピュータ・プログラム（同一の機能を持つコンピュータ・プログラムを含む）により処理することにより得た帳票

(3) 申請者に係る認定調査票（特記事項の部分に限る。）の写し

(4) 申請者に係る主治医意見書の写し

(文書等の審査部会への送付等)

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第7条に規定する認定審査会会長（以下「会長」という。）は、前条の通知を受けた場合は、直ちに、当該通知に係る審査及び判定の案件を取り扱うべき令第9条の合議体（以下「審査部会」という。）を構成する委員に前条各号の文書等の写しを送付するものとする。この場合において、会長は、審査及び判定の案件を認定審査会が別に定める方法に従って分配するものとする。

2 前項の文書等の写しは、申請者の氏名、住所その他申請者が識別され、又は識別され得る情報を消去するものとする。

(関係者の意見の聴取の方法)

第4条 法第27条第6項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第5項（法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による関係者の意見の聴取は、書面により行うものとする。ただし、審査部会が口頭による関係者の意見の聴取の必要があると認めるときは、この限りでない。

(部会長の責務)

第5条 審査部会の長（以下「部会長」という。）は、議決をしようとするとき

は、保健、医療及び福祉の各分野の学識経験を有する審査部会を構成する委員の意見を反映させるよう努めるものとする。

(記録の作成)

第6条 部会長は、議決をした場合は、認定審査会対象者一覧に必要な事項を記載するものとする。

2 会議を開くときは、部会長によりあらかじめ指名を受けた審査部会を構成する委員は、介護保険審査判定結果総合記録票(様式第2号)を作成するものとする。

3 特段の事情がある場合には、部会長及び審査部会を構成する委員に代わり事務局が前2項に規定する記録を作成することができるものとする。

(審査及び判定の結果の通知の方法)

第7条 法第27条第5項(法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)又は第32条第4項(法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、認定審査会対象者一覧の写し及び審査判定結果総合記録票の写しの送付により行うものとする。

(審査部会長会議)

第8条 審査部会の円滑な運営を図るとともに、審査及び判定の平準化に資するため、審査部会長会議を開催する。

2 審査部会長会議は、会長、令第7条第3項に規定する委員及び部会長で構成する。

3 審査部会長会議は、会長が招集し、その議長となる。

(研修)

第9条 認定審査会の委員は、千葉市、千葉県その他関係機関が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めるものとする。

(認定審査会の簡素化)

第10条 次の各号のすべての要件に合致する申請者(以下、「簡素化対象者」という。)について、認定審査会を簡素化して実施することができるものとする。

(1) 申請者が、法第7条第3項第1号または同条第4項第1号に定めるものであること

(2) 法第28条に定める要介護更新申請または第33条に定める要支援更新申請であること

(3) 一次判定における要介護度が前回認定結果の要介護度と同一であること

- (4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること
- (5) 一次判定における要介護度が「要支援2」又は「要介護1」である場合、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと
- (6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のアからオのいずれにも含まれないこと
  - ア 29分以上32分未満
  - イ 47分以上50分未満
  - ウ 67分以上70分未満
  - エ 87分以上90分未満
  - オ 107分以上110分未満

2 簡素化対象者については、第2条に規定する通知について、同条第2号から第4号については送付しないものとする。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。



(様式第2号)

介護保険審査判定総合記録票

申請区分	申請		年 月 日
前回の認定状況等	一次判定:	二次判定:	
	有効期間: ヵ月	有効期間満了日: 年 月 日	
被保険者区分	<input type="checkbox"/> 第1号被保険者	2号被保険者	<input type="checkbox"/> 該当 別紙1「特定疾病の一覧(介護保険法施行令第2条各号で規定)」を参照して、障害の直接原因となっている疾病の番号を記載_____
	<input type="checkbox"/> 第2号被保険者		
基本調査の確認	<input type="checkbox"/> 矛盾あり	再調査の必要性	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 再調査が必要
	<input type="checkbox"/> 矛盾なし		<input type="checkbox"/> 関係者の意見聴取が必要
再調査等の項目・内容は別紙2のとおり			
調査結果の修正の有無	<input type="checkbox"/> 修正なし <input type="checkbox"/> 一部修正あり _____ →		
修正箇所及び理由	1 調査番号_____の_____について、選択肢を_____に修正する。 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 ( ) <input type="checkbox"/> 特記事項 ( )		な修正した場合は必ず、その理由を具体的に記載内容に基づき記入してください。
	2 調査番号_____の_____について、選択肢を_____に修正する。 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 ( ) <input type="checkbox"/> 特記事項 ( )		
修正箇所及び理由 (複数回答項目) 該当する項目全てにレ印をする	3 調査番号_____の_____について、選択肢を_____に修正する。 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 ( ) <input type="checkbox"/> 特記事項 ( )		
	1 調査番号1-1「麻痺等の有無」について、次のとおり修正する。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 左上肢 <input type="checkbox"/> 右上肢 <input type="checkbox"/> 左下肢 <input type="checkbox"/> 右下肢 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 特記事項		
2 調査番号1-2「拘縮の有無」について、次のとおり修正する。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 肩関節 <input type="checkbox"/> 股関節 <input type="checkbox"/> 膝関節 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 特記事項			
3 調査番号6「過去14日間に受けた特別な医療」について、次のとおり修正する。 <input type="checkbox"/> 点滴の管理 <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> ストーマの処置 <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> レスピレーター <input type="checkbox"/> 気管切開の処置 <input type="checkbox"/> 疼痛の看護 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> モニター測定 <input type="checkbox"/> じょくそうの処置 <input type="checkbox"/> カテーテル <input type="checkbox"/> 全てなし <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 特記事項			
一次判定結果確定	自立(非該当)・要支援1・要支援2・要介護1・2・3・4・5		
介護に係る判定 に 手 間	<input type="checkbox"/> 変更なし	→ 自立(非該当)、要支援1、要介護2~5は要介護認定区分決定へ	
	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 特記事項の内容 ( )から <input type="checkbox"/> 主治医意見書の内容( )から より(長い・短い)時間を介護に要すると判断されるため変更する。	
状態の維持・改善可能性の検証・審査判定 の 審 査 判 定	<input type="checkbox"/> 状態の維持・改善可能性の妥当性の検証 (要支援2・要介護1)	認知症高齢者の日常生活自立度 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M	
	<input type="checkbox"/> 状態の維持・改善可能性の審査判定 (要介護認定等基準時間32分以上50分未満)	<input type="checkbox"/> 要介護1 (要介護1の理由) <input type="checkbox"/> 特記事項の内容 ( )から <input type="checkbox"/> 主治医意見書の内容( )から 予防給付の適切な利用が見込まれないと考えられるため「要介護1」と判定する。 <input type="checkbox"/> 認知機能の低下等(01) <input type="checkbox"/> 不安定な状態(02) } の状態像にある。	
要介護状態区分決定	自立(非該当)・要支援1・要支援2・要介護1・2・3・4・5		
有効期間 有効期間変更理由	<input type="checkbox"/> 6ヵ月(原則:新規・変更) <input type="checkbox"/> 12ヵ月(原則:更新) <input type="checkbox"/> _____ ヵ月(新規・変更:3~12ヵ月 更新:3~48ヵ月)へ変更する。 理由: <input type="checkbox"/> 審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられるため <input type="checkbox"/> ( )		
	審査会の意見	----- サービス種類指定の有無 有・無(有の場合は別紙3のとおり)	

(\*\*\*\*\*)

## 特定疾病の一覧

- 1 筋萎縮性側索硬化症
- 2 後縦靭帯骨化症
- 3 骨折を伴う骨粗鬆症
- 4 多系統萎縮症
- 5 初老期における認知症
- 6 脊髄小脳変性症
- 7 脊柱管狭窄症
- 8 早老症
- 9 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 10 脳血管疾患
- 11 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病  
【パーキンソン病関連疾患】
- 12 閉塞性動脈硬化症
- 13 関節リウマチ
- 14 慢性閉塞性肺疾患
- 15 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 16 がん【がん末期】

※ 別紙1の特定疾病の順位は、認定支援ソフト2006及び本市の介護保険システムにおけるコードの順であるが、介護保険法施行令の公布以前から、認定審査会及び審査判定結果のデータの取扱いにおいてはこの順番を用いていることから、施行令施行以後も、審査判定等においては別紙1の記載順のとおりとする。

なお、介護保険法施行令における特定疾病の順位は以下のとおり。

(特定疾病)

第2条 法第7条第3項第2号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする

- 1 がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症(法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。)
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



再調査項目：

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

関係者等から聴取する項目：

対象者	<input type="checkbox"/> 主治医 <input type="checkbox"/> 調査員 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者の家族 <input type="checkbox"/> その他( )
聴取する項目：	
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	
聴取結果：	
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	

開催日 年 月 日 区第 部会 整理番号：

## サービスの種類の指定に関する認定審査会の意見

市町村は、被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項に係る認定審査会の意見に基づき、当該被保険者が受けることができるサービスの種類の指定をすることができる。

被保険者が受給することができるサービスの□にレ印をつけてください。  
(レ印のついていないサービスについて、被保険者は保険給付を受けることはできません。)

## 居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与  
( )
- 特定福祉用具販売  
( )

## 地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護

## 施設サービス

- 介護福祉施設サービス
- 介護保健施設サービス
- 介護療養施設サービス

## 介護予防サービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与  
( )
- 特定介護予防福祉用具販売  
( )

## 地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護